

中国地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 中国地方整備局(港湾空港関係に限る。)が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この実施要領(以下、「本要領」という。)に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約(以下、「少額随意契約」という。)において、支出負担行為担当官等が見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせの参加を希望する者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号及び第7号に規定するものうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。(工事、コンサルタント業務は除く。)

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、他に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)において、競争参加を希望する地域を「中国地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。
- 三 見積合わせ時に中国地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 六 見積書を提出しようとする案件の見積依頼書(様式1)、仕様書、数量総括表及び図面(以下、「仕様書等」という。)の交付を決められた期限までに直接受けた者であること。

（見積の方法）

第5条 見積に関する諸条件については以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書を発注機関の掲示板、中国地方整備局港湾空港部のホームページ及び電子調達システム(以下、「GEPS」

- という。)に掲載することをもって見積依頼とする。
- 二 見積に関する諸条件は、見積依頼書により提示する。
 - 三 仕様書等の交付は、GEPS から仕様書等を直接ダウンロードし入手することによって交付されたものとみなす。
なお、当面の間は希望があれば手交又はメール・FAX のいずれかによる交付も行うので、希望者は、仕様書等受領書(様式2)に必要事項を記入のうえ発注機関窓口へ提出またはメール・FAX のいずれかにより送付し、発注機関から仕様書等の交付を受けるものとする。
 - 四 見積は、本要領及び仕様書等を熟読のうえ、次のいずれかの方法により提出する。
 - イ GEPS で見積を提出する場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めない金額を入力する。
 - ロ 紙で見積書を提出する場合は、様式3または様式3に記載された全ての事項を網羅した任意の様式で、消費税及び地方消費税を含めない合計金額を記載する。
提出にあたっては、発注者が示した日時までに見積書を封筒に入れ、必ず件名及び提出者名を明記し、発注機関窓口へ持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認める。
 - 五 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認めない。
 - 六 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積書を提出する。
 - 七 見積に際し、納入等を行う物品は、仕様書等で指定した規格とし、これを納入する。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、同等以上の規格等とし、見積の提出前に発注機関窓口まで申し出て、その了承を得る必要がある。
申し出及び了承を得ない指定した規格等と異なる物品の納入は認めない。
 - 八 提出された見積書は、開封前も含め返却しない。見積者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出することがある。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせに関する手続について、次に掲げる用語の意義は以下に定めるところによる。

- 一 見積参加者の立会
見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際の見積参加者の立会は求めない。
- 二 契約の相手方の決定
有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で見積金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)で、最も低い価格の見積を行った者を契約の相手方とする。
- 三 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上ある場合
見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が2人以上あると

きは、支出負担行為担当官等が指定する日時等において、くじを実施のうえ契約の相手方を決定する。紙によるくじ引きの場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積に関係のない職員にくじを引かせ、契約の相手方を決定する。

四 再度見積

提出された見積のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積の提出を求めることがある。再度見積の提出期限までに見積の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内で見積が無い場合は、オープンカウンター方式見積は成立しない。

その場合は、別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがある。

(見積の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者が行った見積
 - 二 見積書提出期限までに到着しなかった者の見積
 - 三 件名、金額及び氏名等見積書に記載等を必要とする事項の記載のない見積
 - 四 金額を訂正した見積
 - 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積
 - 六 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の見積
 - 七 同一人に見積で金額の異なる二通以上の見積
 - 八 発注者から直接仕様書等を交付されていない者の見積
 - 九 仕様書その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 見積が無効となった場合、見積の再提出は認めない。

(見積合わせの結果)

第8条 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者のみに通知する。その他の参加者には問い合わせがあれば通知する。

(留意事項)

第9条 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為は行ってはならない。

- 2 見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他支出負担行為担当官等に提出する書類作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- 4 契約の相手方を決定するにあたり、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 支出負担行為担当官等の都合により、見積合わせを取りやめることがある。

- 7 契約保証金については、これを免除とする。
- 8 契約の相手方として決定した者が、正当な理由が無く契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 9 本要領に定めのないその他の取扱いについては、中国地方整備局（港湾空港関係）随意契約見積心得によるものとする。

（異議の申立て）

第10条 見積参加者は、見積の提出後において、見積関係図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申立てることはできない。

（附則）

この要領は、令和4年2月8日から適用する。

オープンカウンター方式参加希望者 殿

支出負担行為担当官
中国地方整備局副局長 ○〇 ○〇

見積依頼書

下記案件について、オープンカウンター方式による見積合わせを実施しますので、見積書を提出願います。

記

案件名称 ○〇購入
仕様書の交付方法 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) 及び 中国地方整備局 総務部 経理調達課にて交付する。
仕様書の交付期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
見積書提出期限 令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇 まで
提出場所 中国地方整備局 総務部 経理調達課 契約調整係(港湾空港関係)
〒730-0004 広島県広島市中区東白島町14番15号 NTTクレド白島ビル13階
電話:082-511-3903 FAX:082-511-3911
e-mail: pa.cgr-hattyyuu@mlit.go.jp
提出方法 電子調達システム、持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便により提出すること。
(電報又はFAXによる提出は認めない。)
見積開封日時 令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇
理由または条件

1. 見積条件
中国地方整備局(港湾空港関係)オープンカウンター方式実施要領及び見積心得を熟読のうえ見積を行うこと。
納入期限 契約締結の日から令和〇年〇月〇日まで
納入期限までに完納されない場合には、契約を解除することがある。
納入場所 中国地方整備局 総務部 経理調達課(港湾空港関係)
納品にあたっては、品名、数量等の内訳が記載された「納品書」を提出すること。
契約保証金 免除
資格要件 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の中国地域の競争参加資格を有するものであること。
2. 支払条件 精算払(適法な請求書を受理した日から30日以内)
3. 契約者 支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長
4. 契約予定日 令和〇年〇月〇日
5. 契約書の作成の要否 否
6. 現場説明 無
7. その他
落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

問い合わせ先 提出場所に同じ

様式2

仕 様 書 等 受 領 証

「〇〇」の仕様書等1式を受領いたしました。

令和 年 月 日

住所

会社名

受領者氏名

連絡先電話番号

メール又はFAXで交
付を希望される場合
の連絡先

見 積 書

件 名

| 見 積 金 額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |

(税抜き)

上記のとおり、中国地方整備局(港湾空港関係)オープンカウンター方式実施要領及び随意契約見積心得を承諾のうえ、見積します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

中国地方整備局副局長 殿

※代表者等の押印を省略することができる。
但し、押印を省略する場合は以下に連絡先を記載すること。

(連絡先)

本件責任者:

本件担当者:

電話番号: